

第 26 号議案 吉川市学校給食センター整備運営事業契約の締結について反対討論をさせていただきます。今回の委託契約は学校給食の施設整備と運営を 17 年間にわたって P F I B T O 方式で民間委託するもので、総額 62 億 2389 万 9247 円となっています。P F I 事業は吉川で初めての事業であり、審議過程でも給食センターがどんな建物で、構造はどうなっているか、働く調理員の数等も全く示されていません。すべて S P C 株式会社吉川スクールランチサービスが契約締結後実施することになります。議会に出されたのは選考結果と公設公営で実施した場合と委託契約した金額との比較、削減効果のみであり、これで判断できるわけではありません。議会で十分納得がいく審査のためにも裏づけとなる資料は欠かせないのは当然といえます。性能評価点の項目別の加点結果や契約金額内訳、グリーンハウスの会社概要は要求してはじめて提出されました。要求水準書は自分でホームページからプリントとしました。こうした対応であったことをまず指摘します。

これらの点をふまえて

反対理由の第一 市はこれまで何事も市民参加を重視すると強調されてきました。学校給食の方式についても 07 年学校給食運営委員会に諮問され、答申するにあたって保護者や教職員の意向調査が必要との意見から、アンケートが実施されました。しかし、当初予定されていた 3 つの手法「公設公営、P F I、民間委託」を説明して選んでもらう内容から「学校給食が好きですか」などの設問内容に変更されました。教育委員会はその理由を「3 つの手法を問うた場合、間違いなく市の責任で公設公営の学校給食センターをやりなさいという結果が出る。それと違った結論を運営委員会で出せるのか心配した」と答えています。市民の意志、意見より、まず P F I ありきの審査を進めてきた姿勢であり、これは問題です。川越市が「市民が直営方式を望んでいること、P F I の事例が多くない」ことを理由に公設の直営方式での実施に踏みきったことと照らし合わせると、市民不参加の市政運営と言わざるをえません。

反対理由の 2 点目は、P F I 事業は建物の建設とその後の運営を S P C が一括して行うこととなります。モニタリングの重要性は誰もが認識しているところです。建物の完成検査については今回の契約書に明記されているとの答弁ですが、中間検査等については契約されておりません。要求水準書では「各種検査、試験及び中間検査を行う。市は、必要に応じて工事現場での施工状況の確認を行うことができる」ととどまっています。いくら市が契約するアドバイザー、コンサルが確認すると言っても受注した企業からの報告となり、民間任せでしかありません。総務省の P F I 事業に関する政策評価でもこれらの問題点が指摘されています。事業者やコンサルが出してきた資料や現場作業の成否を判断する力量が行政側に必要だと述べています。この間全国で起きている施設など事故は、設備に問題があった事例も報告されています。

反対理由の 3 は、学校給食は、子どもたちの栄養バランスをとった食事と食育の大きな役割があります。栄養士の作った献立と手順などを書いた指示

書により、調理員が切り方や煮方など経験を活かしてできあがりします。

PFI事業では、調理業務を委託することになり、栄養士が調理現場に入り、直接調理員に指示することは「偽装請負」となりできません。教育委員会は「事業者の責任者」に行うとの説明ですが、これが公設公営と遜色のないサービスとはいえません。

反対理由の4点目は、削減率VFM約20%を導き出しておりますが、詳細な検討がなされたのか疑問であります。公設公営で実施した場合、運営業務44億6千万円は人件費を含んでいますが、これに8%の消費税を掛けて76億3295万円の総額を導き出しています。それで約20%削減できると報告しています。施設費、建築費は、公設公営でも入札を行いますし、PFI導入調査報告書でもPFI手法より安く算定されていきました。今回の試算で3億3千万円も差額があるのは、実態と違うといわざるを得ません。

そして最大の問題は、割引率4%使ったの算出です。総務省がPFI事業を検証したところ、VFMを算定するうえで重要な係数となる「割引率」が内閣府のガイドラインに従って算出されず、国土交通省の技術指針が参考にされており、「客観性、透明性が確保されているとは認めがたい」と指摘されております。公設公営などで建設する場合当初2年ないし3年間で建設費が支出されるのに対して、PFI-LLCCの場合は、コストが平準化され後年度の支払額が多くなります。つまり、割引率が多いほど将来コストの現在価値は小さくなります。だからVFM削減率が大きく計算できる仕組みがここにあります。4%の利率などありえません。このことを踏まえ、学校給食センターの整備運営事業について再度検証が必要であると言わざるを得ません。

運営費の固定経費などの差額が実に16億5千万円を超えています。理由を質問しても、事業所の経営努力との説明のみで、「調理従事者の人数、資格、正規、臨時などについては事業者の提案による」ものとしか答えていません。当然要求水準書に最低の人数や正規職員での対応など定めるべきであるのに、されておりません。市の事業からワーキングプアを増やす結果となり、認めるわけにはいきません。

5点目は、リスク管理です。様々な事故などを想定し、被害を最小にし、責任を明確にすることです。

(リスクに対する認識が市は違っています。PFI事業当初はリスクの責任は事業者側にありましたが、責任が重すぎるとして財界、経団連が行政の責任分担を大きくしろと主張してきました。行政の責任を事業者側に広げてきたという認識は全く異なります。)

災害時や食中毒などへの対応は、「起こさない」手法をとっており、事故時にご飯、ふりかけ、牛乳で対応するという答弁だけです。これでリスク管理とは言えません。どんな事業所も食中毒などおこそうと思っているわけではありません。だからこそリスク管理が必要であって、何の対応も考えていないのは問題であります。

以上の点を指摘し、今議案に対する反対討論とします。